

運営情報について

令和6年度より、追加・変更(修正)された項目があります。

※全サービスに追加、または変更されていますので、報告システムでの入力をお願いします。

1. 【大項目】介護サービスの内容に関する事項

【中項目】利用者本位の介護サービスの質の確保のために講じている措置

【小項目】身体的拘束等の廃止のための取組の状況

- ・身体的拘束等の廃止のための取組を行っている。
- ・やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、利用者又はその家族に説明し、同意を得ている。
- ・やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その実施経過及び理由を記録している。

2. 【大項目】介護サービスの内容に関する事項

【中項目】利用者本位の介護サービスの質の確保のために講じている措置

【小項目】高齢者虐待防止のための取組の状況

- ・高齢者虐待防止のための取組を行っている。

3. 【大項目】介護サービスを提供する事業所又は施設の運営状況に関する事項

【中項目】安全管理及び衛生管理のために講じている措置

【小項目】安全管理及び衛生管理のための取組の状況

- ・非常災害時に対応するための仕組みがある。
- ・感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスを継続的に提供するための仕組みがある。
- ・介護現場における生産性向上の取組を継続的に実施するための体制がある。

※上記の他に、追加・変更(修正)された項目もありますので、報告システム上で確認しながら入力してください。

経営情報の見える化のために講じている措置について（運営情報）

介護サービス情報報告システムにおける運営情報の報告に係る「経営情報の見える化のために講じている措置」、「財務諸表の公表状況」項目に関し、令和6年度の報告分（令和6年9月から7年2月まで）については、入力する必要はありません。

＜理由＞

介護サービス事業者から知事への介護サービス事業者経営情報の報告については、厚生労働省において運営するシステム（介護事業財務情報データベースシステム（仮称））により行うこととなっており、令和6年度内に実施されるべき報告（令和6年3月31日から同年12月31日までに会計年度が終了する報告）に限り、報告期限が令和6年度末となっている。

したがって、上記の報告期限より報告システムの入力時期が前であるので、報告システムへの入力は不要となります。